

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年9月4日

担当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 高橋 仁
主任監察監督官 白浜 弘幸
(電話) 03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における平成29年の申告事案の概要

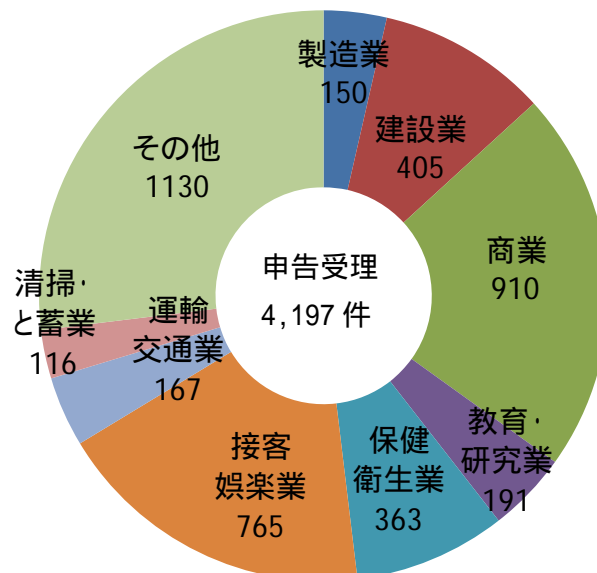
～ 受理件数が8年ぶりに増加～

東京労働局（局長 前田芳延）では、管下18労働基準監督署（支署）における平成29年の申告事案の概要について、取りまとめましたので、公表します。

【申告事案の概要のポイント】

- 1 申告受理件数： **4,197件**（前年比3.2%増）
平成21年をピークに減少が続いていたが、8年ぶりに増加。
- 2 申告内容
 - (1) 賃金不払： **3,451件**（前年比3.6%増）
 - (2) 解雇： **574件**（前年比0.1%増）
 - (3) 労働時間： **65件**（前年比8.4%減）
 賃金不払に関する申告の増加率が最も大きく、前年と比べ3.6%増加。

3 業種別の内訳



申告事案については、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めているものであることから、引き続き、労働者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

1 申告受理件数

申告受理件数は 4,197 件で、前年と比べ 131 件（3.2%）増加しました。

(1) 推移

直近 10 年間ににおける申告受理件数の推移をみると、平成 21 年の 7,463 件をピークとして、その後減少が続いていましたが、平成 29 年は 8 年ぶりに増加しました。

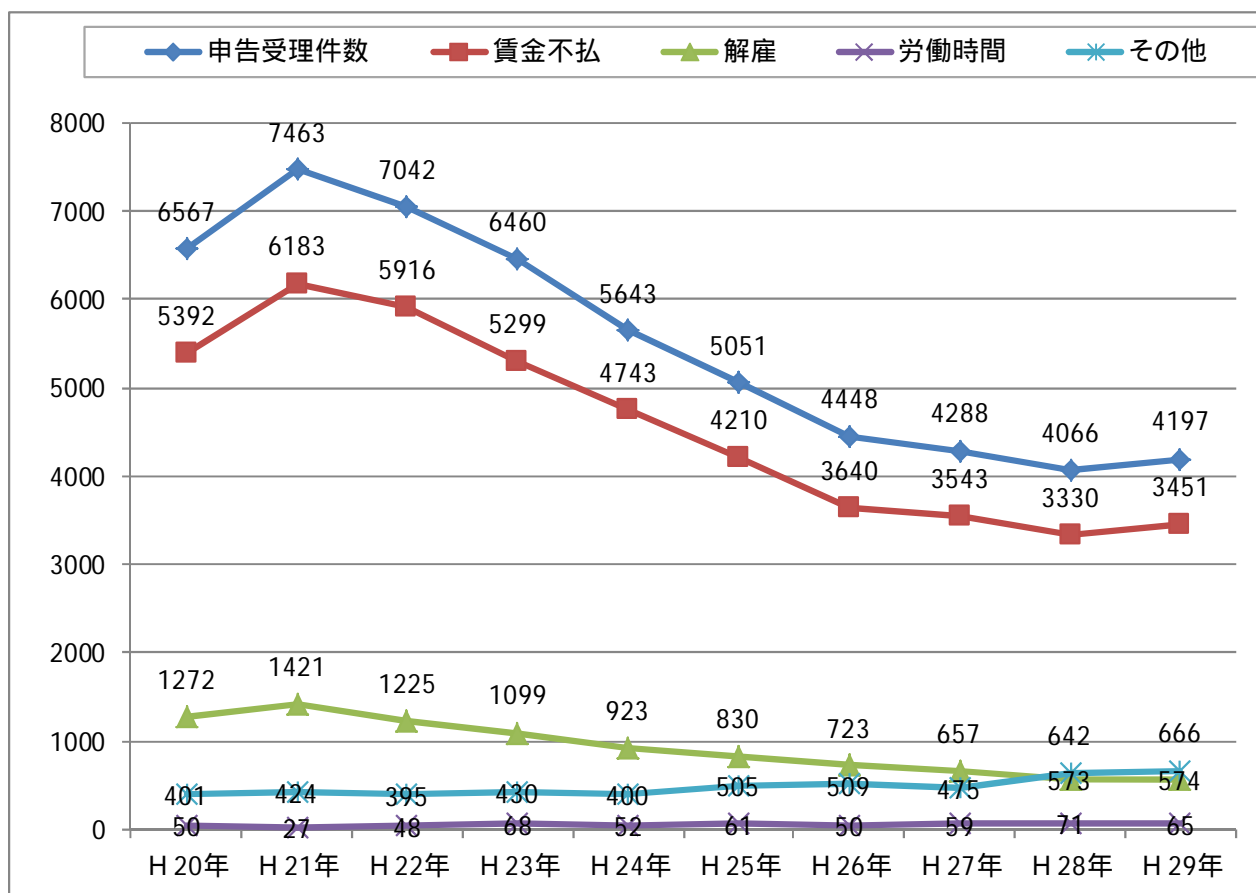
商業や保健衛生業における賃金不払の申告が増加しています。

(2) 申告の内容

申告を内容別にみると、賃金不払が 3,451 件で最も多く、業種別では、商業（22.1%）、接客娯楽業（18.3%）、建設業（9.6%）の順となっています。

次いで、解雇が 574 件となっており、業種別では、接客娯楽業（21.2%）、商業（21.0%）、建設業（9.5%）の順となっています。

表 1 直近 10 年間の申告受理件数の推移



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合がありますため、申告事項別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告受理件数の業種別内訳

申告受理件数を業種別にみると、商業が 910 件と最も多く、次いで接客娯楽業が 765 件、建設業が 405 件となっており、これら 3 業種で全体の半数を占めています。

前年と比べて増加しているのは、商業（73 件、8.7%増加）、保健衛生業（52 件、16.7%増）、建設業（38 件、10.4%増）、教育・研究業（35 件、22.4%増）、製造業（21 件、16.3%増）の 5 業種となっています。

表 2 申告受理件数の業種別内訳

件数	製造業	建設業	商業	教育・研究業	保健衛生業	接客娯楽業	運輸交通業	清掃・と蓄業	その他	合計
平成20年	311	603	1369	320	236	1255	210	165	582	5051
平成21年	373	675	1624	401	242	1403	286	202	2257	7463
平成22年	337	629	1621	345	283	1406	295	185	1941	7042
平成23年	325	634	1401	239	277	1330	234	178	1842	6460
平成24年	263	619	1228	207	271	1123	229	162	1541	5643
平成25年	222	518	1232	183	286	1031	184	152	1243	5051
平成26年	195	411	933	159	299	844	183	140	1284	4448
平成27年	167	428	944	153	301	814	162	146	1173	4288
平成28年	129	367	837	156	311	779	175	144	1168	4066
平成29年	150	405	910	191	363	765	167	116	1130	4197

表 3 業種別内訳の推移

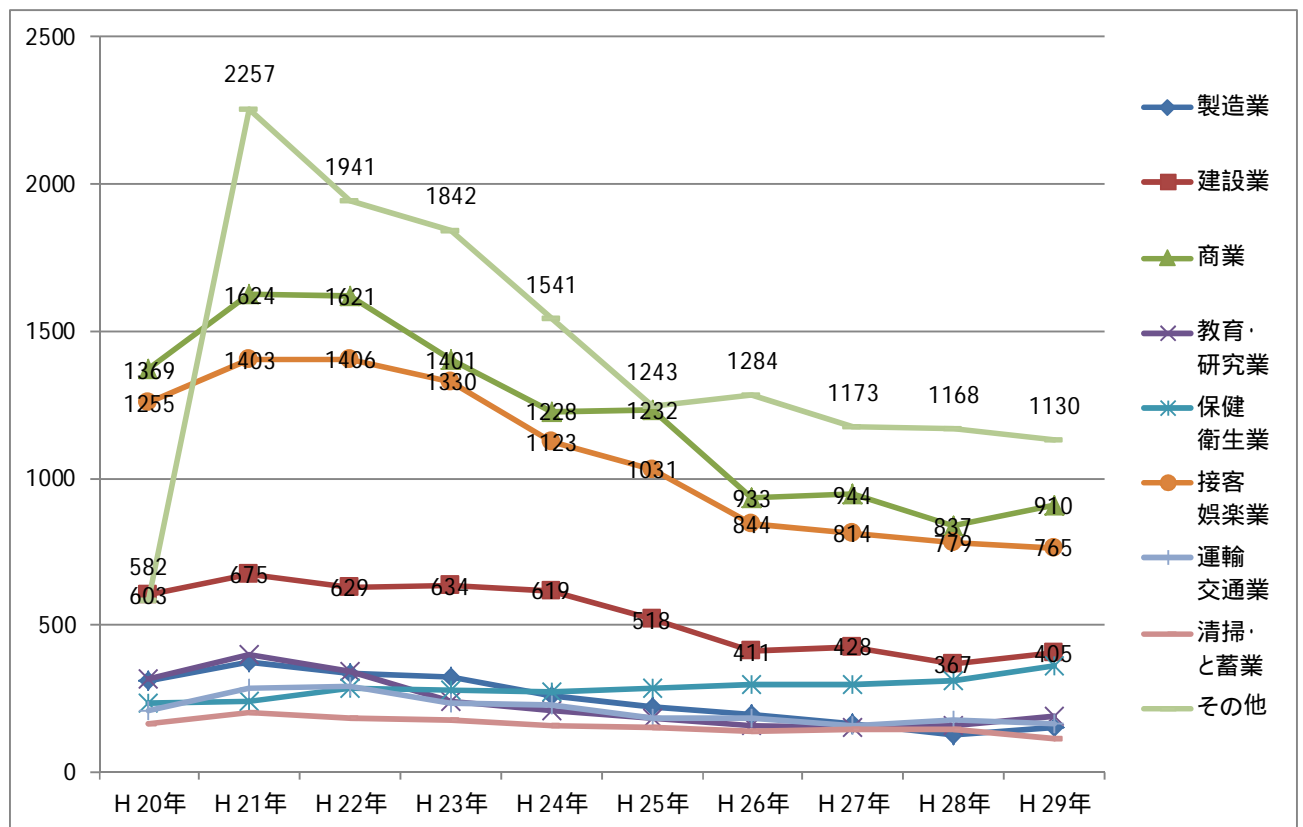


表 4 申告による監督指導事例

違反事項	事例
定期賃金不払	<p>飲食店において勤務していた労働者から、退職月の賃金が支払われないとの申告を受けた。</p> <p>労基署が調査したところ、申告されたとおりに、所定支払日に全額を支払われていなかったことが判明した。</p> <p>このため、未払となっている賃金を支払うよう是正勧告したところ、全額が支払われた。(飲食店)</p>
割増賃金不払	<p>在職中の労働者から、割増賃金の単価計算に諸手当が含まれていないため、割増賃金の一部不払となっているとの申告を受けた。</p> <p>労基署が調査したところ、申告されたとおりに、割増賃金の単価計算に含めるべき手当が含まれていなかったことが判明した。</p> <p>このため、全社的に調査の上、不足金額を支払うよう是正勧告したところ、労働者 200 人弱に対して、合計約 730 万円の割増賃金が追加で支払われた。(情報処理サービス業)</p>
解雇	<p>解雇された労働者から、即時解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支払われていないとの申告を受けた。</p> <p>労基署が調査したところ、事業主はレジのお金が合わなかったことから、感情的になって即時解雇したことが判明した。</p> <p>このため、解雇予告手当(平均賃金 30 日分)を支払うよう是正勧告したところ、支払われた。(小売店)</p>
労働時間	<p>在職中の労働者から、月 160 時間の違法な時間外労働を行っているとの申告を受けた。</p> <p>労基署が調査したところ、36 協定の上限時間(特別条項で月 60 時間)を超えて時間外労働を行わせ、割増賃金の一部不払となることが判明した。</p> <p>このため、違法な時間外労働の削減と割増賃金の適正な支払については是正勧告したところ、労働者 7 名に対して合計約 140 万円の割増賃金が追加で支払われるとともに、時間外労働も 36 協定の範囲内に縮減された。(製造業)</p>